

1 点検強化促進の背景と規則改正までの審議経過

令和4年12月 都「TOKYO強靱化プロジェクト」策定

「激甚化する風水害から都民を守る」

強風対策・・・強風による看板等の飛散事故等を防止

→屋外広告物自己点検報告書の点検項目を具体化し、看板等の点検強化を促進

令和6年7月10日 東京都広告物審議会

・点検項目の具体化について規格等検討小委員会で審議することを報告

令和6年7月31日・10月11日・12月2日 規格等検討小委員会

・点検報告書等改正案、屋外広告物の安全の確保に関する方向性（答申案）について審議

令和6年12月17日 東京都広告物審議会

・点検報告書改正案、答申案について原案可決

令和7年3月25日 施行規則改正、公布

令和8年4月1日 改正施行規則施行、改正後の点検報告書の運用開始

2 点検報告書の様式改正について

【改正のポイント】

- ① **点検時期を明確化**
(申請前3か月以内に実施)
- ② **点検箇所・点検項目を**
具体的に提示 (18項目に増加)
- ③ **点検結果評価区分の変更**
(3段階 (良好・経過観察・要改善)) と異常・改善の記載
- ④ 報告書への**写真添付を明確化**
- ⑤ 点検報告書の**名称の変更**
(屋外広告物**安全**点検報告書)

屋外広告物安全点検報告書						
東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。						
年 月 日						
東京都知事 殿	報告者 (申請者)	住所				
		氏名				
		電話	()			
		(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
下記の結果は、事実と相違ありません。						
	屋外広告物管理者	住所				
		氏名				
		電話	()			
		資格				
		記				
広告物等の種類						
表示又は設置の場所						
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日			
前回許可年月日・番号	年 月 日	第	号			
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準				異常の内容と改善の内容
		良好	経過観察	要改善	対象外	
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき					
	2 基礎のクラック (ひび割れ)、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき					
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化					
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間					
	2 鉄骨接合部 (ボルト、ナット、ビス) のゆるみ、欠落					
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形					
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等					
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ) ・取付部周辺の異常					
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落					
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損					
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり					
	4 表示面の汚染、変色、はく離					
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光					
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水					
	3 周辺機器の劣化、破損					
その他	1 付属部材 (装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品) の腐食、破損					
	2 避雷針の腐食、損傷					
	3 その他点検した事項 ()					

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

4 「屋外広告物の点検に関する説明会」(1) 開催概要

○日時 令和7年7月1日(火) 14時00分～16時00分

○場所 都議会議事堂1階 都民ホール

○内容 (1) 点検報告書様式改正について

(2) 屋外広告物の点検について※

※東京屋外広告美術協同組合(東広美) 清水副理事長によるご講義

(3) 質疑応答

○対象者 屋外広告物所有者、広告主、管理者、屋外広告業登録業者

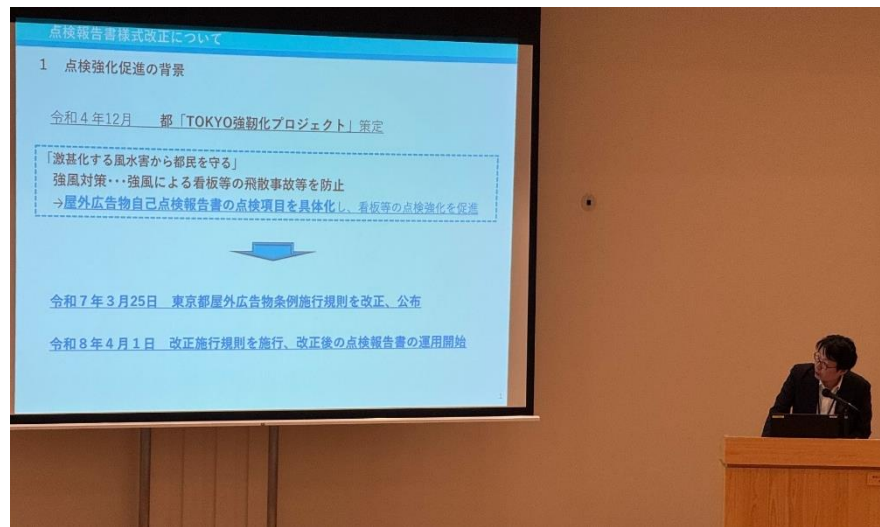
○参加者 170名(うち事業者157名、自治体職員13名)

開催後、当日説明資料や主な質疑応答についてホームページへ掲載

4 「屋外広告物の点検に関する説明会」 (2) 当日の様子



【開会挨拶】



【東京都より様式改正の説明】



【東広美・清水副理事長よりご講義】



【会場の様子】

4 「屋外広告物の点検に関する説明会」 (3) 主な質疑

質 問	回 答
<p>【点検時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 点検時期を申請前3か月以内とした根拠は何か。 ○ 申請が許可期間を過ぎても問題ないか。 ○ 補修に時間がかかってしまった場合、申請前に再度点検を行う必要はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広告物審議会において議論し、点検に係る契約・実施・改善などの期間を考慮したうえで、申請前3か月以内とした。 ○ 条例上は、許可期間満了後遅滞なく除却ではあるが、即除却・罰則適用とはならない。 ○ 運用については許可権者へ相談されたい。
<p>【施行時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 予算化していない申請者の存在が考えられ、その負担の大きさを踏まえると、公布から施行までが1年では短い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭面での負担はご意見の通りだが、広告物審議会で適切な周知期間を議論したうえで1年としたので、ご理解いただきたい。
<p>【点検方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高所作業車を使用した目視点検を2年ごとの更新の度に行う必要があるのか。所有者にとって負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置状況は様々であるため、点検方法の定めはない。業界団体の基準等を参考に、ご自身で判断の上、点検を実施されたい。
<p>【建物所有者の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入居しているテナントの看板に関して、オーナーも責任を負うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例に定めるオーナーの管理義務の規定の趣旨に基づき、点検を実施されたい。

5 施行前後における窓口の対応状況等について

【施行前】

- ・ 点検費用に関する相談が増加

例① 申請者（設置者等）、屋外広告物管理者より
「点検項目増により、費用面での負担が重い」

例② 屋外広告物管理者より

「申請者に対する増額交渉がしづらい。費用面に関して行政からも声掛けを」

- ・ 「点検が容易でない屋上の広告物に対しても、一律に全点検項目の点検が必要か」
との声あり

【施行後】

- ・ 具体的な申請方法について、東京都所管区域において確認したところ、いくつか質問は来ているものの、大きな混乱は無く新様式へ移行されている状況